

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月16日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

#### 京都市教育委員会規則第4号

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則の一部を改正する規則

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館（以下「広場等」という。）を使用しようとするもので」を削り、「第13条第1号に掲げるもの以外の」を「第11条第4号に掲げる教育委員会が適当と認める」に、「受けなければならない」を「受けたものとする」に改める。

第2条第1項中「条例第13条第1号に掲げるもの及び前条の規定により使用資格の確認を受けたものであって、」を削り、「第14条」を「第12条」に、「者」を「もの」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「この規則において別に定めることとされている事項及び」を削り、同条を第7条とする。

第4条中「広場等」を「少年スポーツ広場及びこども体育館」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特別の設備）

第6条 条例第16条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他教育長が必要と認める書類を教育長に提出しなければならない。

第3条中「前条第1項」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（受付期間）

第3条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限

りでない。

(1) 条例第11条第1号から第4号までに掲げるものがこども体育館を使用しようとする場合 使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日

(2) その他の場合 使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日

第1号様式中「(あて先)京都市教育委員会教育長」を「(宛先)京都市教育長」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及び子ども体育館使用許可申請書

(宛先) 京都市教育長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ( ) -
	使用資格の確認に係る番号

京都市宝が池公園運動施設条例第12条の規定により使用の許可を申請します。			
使用する施設	<input type="checkbox"/> 少年スポーツ広場		<input type="checkbox"/> 子ども体育館
使用する日	使用する時間	使用する人数	使用の目的
年 月 日 ( 曜日 )		人	
年 月 日 ( 曜日 )		人	
年 月 日 ( 曜日 )		人	
年 月 日 ( 曜日 )		人	
年 月 日 ( 曜日 )		人	
年 月 日 ( 曜日 )		人	
年 月 日 ( 曜日 )		人	
年 月 日 ( 曜日 )		人	
年 月 日 ( 曜日 )		人	
年 月 日 ( 曜日 )		人	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 使用資格の確認に係る番号の欄は、申請団体が京都市宝が池公園運動施設条例第11条第4号に該当する場合にのみ記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、教育委員会が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局体育健康教育室)